

しがの農業・水産業新戦略プランの進行管理について

1 プランの性格、計画期間

- (1) 滋賀の農業・農村および水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、中期的な施策の展開方向を示す農業・水産業部門の基本計画として、県議会の議決を経て平成23年(2011年)3月に策定
- (2) 計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間

2 プランの内容

(1) 基本理念

滋賀の農業・水産業が持っている強みや潜在的な力を最大限に活かし、「農業の安定経営と農村の活性化」、「消費者に支持される農業・水産業の振興」、「琵琶湖をはじめとした自然環境の保全」の3つの視点に立って、農業・水産業の持続的な発展を目指す。

(2) 重点戦略

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 戦略1 農業の安定経営 | 戦略2 農業水利資産の保全と農村振興 |
| 戦略3 消費者と生産者をつなぐ | 戦略4 需要に応える農畜産物づくり |
| 戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策 | 戦略6 水産業の再生 |

3 プランの進行管理・評価

(1) 趣旨

成果指標の達成状況の把握や施策評価等を通じて、進行状況を毎年度把握し、その結果をその後の施策展開等に的確に反映する。

また、社会経済情勢の変化や施策に関する評価を踏まえて、必要な場合はプランの見直しを含めた柔軟な対応を図る。

(2) 方法

成果指標については、以下により進捗を把握する。

- ア 数値で表せるもの 達成率^{*1}により進捗を把握
- イ 数値で表せないもの 達成度^{*2}により進捗を把握

〔※1 達成率の算式〕

目標が現状より数値の増加を目指すもの $(実績 - 現状) / (目標 - 現状) \times 100$

目標が現状より数値の減少を目指すもの $(現状 - 実績) / (現状 - 目標) \times 100$

(注) 達成率がマイナスとなったものについては0%、100を超えたものについては100%とする。

〔※2 達成度の区分〕

- (ア) 「目標達成に向けて着手」
- (イ) 「目標の半ば程度まで達成」
- (ウ) 「目標の半ば程度以上達成」
- (エ) 「目標をほぼ達成」または「目標達成」

4 資料

- I 成果指標の進捗状況 . . . 2ページ
- II 総合評価 . . . 4ページ
- III 戦略ごとの進捗状況および評価 . . . 6ページ
- IV 用語解説 . . . 14ページ

(文中の※を付した用語に用語解説を行っている)

I 成果指標の進捗状況

指 標	単位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H21(2009)	H23(2011)				H27(2015)	%
基本指標								
1	担い手*への農地集積率	%	54	55			70	6
2	農用地区域*内の農地面積	ha	50,790	50,678 (H22)			50,950 (H32)	0
3	農作物作付延べ面積	ha	52,500 (H20)	53,000 (推計値)			55,000	20
4	琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く)	t	1,368 (H20)	1,301 (H22)			2,200	0
5	化学合成農薬の使用量(H12比)		33%削減 (H18~20の 平均値)	41%削減 (H20~22の 平均値)			40%削減	100
6	農業・水産業分野における温室効果ガス*排出削減量		—	13,000 tCO ₂ 相当			19,000 tCO ₂ 相当 (H19年農業水産業の排出量の約7%)	68
戦略1 農業の安定経営								
7	集落営農型農業法人*数	法人	76	124			150	65
8	新規就農者*数 (計画期間累計)	人	— (H13~22実績 平均42人/年)	102			200	51
戦略2 農業水利資産の保全と農村振興								
9	県域アセットマネジメント*システム推進体制の整備							
	施設情報等のデータベースシステム構築		施設の位置等の基本情報整備	施設の位置情報、診断結果の整備			診断結果等の詳細情報の整備、システム運用	目標の半ば程度まで達成
	機能保全計画を策定した基幹水利施設	箇所	196	424			440	93
	基幹水利施設*の有する多面的機能発揮のため、施設管理者と集落等が締結する管理協定数	箇所	272	318			378	43
10	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策*の取組面積	ha	33,000	33,000			36,000	0
11	年間農業体験者数	人	220,000	270,000			300,000	63
12	農家民宿開業数	件	9	44			100	38
13	集落ぐるみによる獣害対策に取り組む集落数	集落	66	158			500	21
戦略3 消費者と生産者をつなぐ								
14	「おいしがうれしが」キャンペーン*登録店舗数	店	596	866			800	100
15	県内卸売市場の県産野菜入荷率	%	24.9	23.1			30	0
16	学校給食への地場産物利用率(食材数ベース)	%	23.4	24.9			25以上	94
17	県育成水稲品種作付割合	%	15	15			25	0
18	認定「近江牛」指定店*数	店	124	174			200	66
19	GAP*に取り組む生産組織数	団体	51	83			150	32

指 標	単位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H21(2009)	H23(2011)				H27(2015)	%
戦略4 需要に応える農畜産物づくり								
20	新規需要米*作付面積	ha	156	776			1,710	40
	うち県内向け飼料用稲*稲WCS*	ha	121	203			310	43
	” 飼料用米	ha	25	112			500	18
21	麦							
	作付面積	ha	7,410	7,610			8,500	18
	単位面積あたりの収量	kg/10a	262	222			300	0
22	大豆							
	作付面積	ha	5,430	5,880			6,000	79
	単位面積あたりの収量	kg/10a	154	137			200	0
23	県育成水稲品種作付割合(再掲)	%	15	15			25	0
24	販売用野菜作付面積	ha	1,016	1,202 (推計値)			1,500	38
25	果樹・花きの新規栽培農家数(計画期間累計)	農業者	—	22			100	22
26	「かぶせ茶*」の生産量	t	53	75			100	47
27	近江牛の飼養頭数	頭	11,361	11,768			13,000	25
戦略5 環境こだわり農業*と温暖化対策								
28	水稲における環境こだわり農産物*栽培面積の割合	%	33	37			50	24
29	耕畜連携*による家畜ふん堆肥の利用率	%	64	65			80	6
30	流域単位での農業排水対策の取組面積	ha	14,978	15,531			16,800	30
31	「魚のゆりかご水田*」など豊かな生きものを育む水田*取組面積	ha	111	123			250	9
32	家畜飼料の県内自給率	%	10	13 (推計値)			20	30
33	米 1等比率	%	80	69			毎年 80以上	0
戦略6 水産業の再生								
34	砂地造成*累積面積	ha	13.5	24.8			53	29
35	ニゴロブナの漁獲量	t	39 (H20)	23 (H22)			75	0
36	セタシジミの漁獲量	t	66 (H20)	41 (H22)			130	0
37	ホンモロコの漁獲量	t	10 (H20)	10 (H22)			60	0
38	外来魚*生息量	t	1,400 (H20)	1,330			900	14

II 総合評価

戦略1 農業の安定経営

平成23年度末の担い手*の数は、認定農業者*1,690経営体、集落営農組織*数758組織と、近年はほぼ同数で推移しています。このうち集落営農組織は、平成23年度に新たに35組織が法人化され、集落営農型農業法人*数は124となり、経営体質の強化が進みました。また、新規就農者*数は平成21年度から大幅に増加し、ここ3年間は毎年100名程度で推移しています。

一方、農地集積については、麦・大豆のほとんどが担い手に集積しているものの、水稲は小規模農家の生産意欲が依然高く集積は進んでいません。

このため、集落営農組織の法人化と併せて水稲の協業化を推進するとともに、認定農業者については面的な集積による経営規模の拡大を重点的に進める必要があります。

戦略2 農業水利資産の保全と農村振興

農業水利施設を保全するアセットマネジメント*の取組は、平成26年度の本格実施に向け、施設情報の収集・整理、機能保全計画の作成等は着実に進んでいます。

今後は、市町をはじめ土地改良区等との連携のもと、情報や目標の共有化を図りつつ、一体となって取り組む体制の構築が必要です。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策*が、農用地域*の農地の2/3を占める33,000haにおいて取り組まれ、地域コミュニティが深まりました。また、農業体験施設や農家民宿の開業が進み、各地で教育旅行の受入や農業体験を通じた都市農村交流が展開されました。

今後は、広域的な組織体制を整備することにより、地域ぐるみの共同活動の取組面積拡大を進めるとともに、農家民宿の開業支援や、農村地域の魅力を県内外に発信していくことが必要です。

野生獣による農作物被害の軽減では、集落ぐるみによる獣害対策に取り組む集落が拡大し、一定の効果が現れつつあります。今後は、さらに取組集落を拡大するとともに、防護柵の維持管理や緩衝帯の整備など総合的な取組の推進が必要です。

戦略3 消費者と生産者をつなぐ

「おいしが うれしが」キャンペーン*推進店は目標を上回る866店舗まで増加し、食品販売業者における県産農畜水産物利用の取組が拡大しました。また、学校給食用の食育農園において381a(年2作供給)相当の野菜が供給拡大され、学校給食での地場産利用率(品目数ベース)は24.9%にまで増加しました。

引き続き、飲食店や食料品専門店を中心に「おいしが うれしが」キャンペーンの登録を推進するとともに、卸売市場と産地の連携強化による県内卸売市場の県産野菜入荷の拡大等を進める一方、食料品店、飲食店から直売所、学校給食まで、幅広い流通ルートで県産農畜水産物の地産地消の拡大を進める必要があります。

「滋賀品質」をキャッチフレーズに、滋賀を代表する近江米や近江牛、近江の茶、湖魚の県外への販路開拓や販売促進に取り組み、県外において滋賀の食材を扱ったキャンペーン等に取り組む事業者は222店舗となりました。また、近江米ファン拡大店舗推進制度による登録店は239店舗、認定「近江牛」指定店*は174店舗となりました。平成24年1月にはポータルサイト「滋賀のおいしいコレクション」*を開設し、県産食材の継続的な情報発信を始めたところです。

引き続き、県内外に向けた取組を拡大し、県産農畜水産物のブランド力の向上を図ることが必要です。

食の安全と消費者の信頼を確保するため、GAP*を推進し、導入生産組織が増加しました。また、食品の流通記録や表示の適正化の啓発等を進めてきました。

戦略4 需要に応える農畜産物づくり

平成21年度と比べ、新規需要米*の面積は5倍に拡大、大豆の面積は8%拡大、販売用野菜の面積は18%拡大し、また、果樹や花きの平成23年度の新規栽培者が22農業者となるなど、多彩な農産物の生産が拡大し、長期減少傾向にあった作付延べ面積が500ha増加しました。

引き続き、水田の有効活用を進め、新規需要米、大豆、水田野菜、いちじく、小菊等の生産振興を図る必要があります。また、近江米については、「秋の詩*」の作付けを推進するとともに高温適応性に優れた良食味の新品種「滋賀73号」の導入を着実に進める必要があります。

近江牛の飼養頭数については、口蹄疫*発生の影響で一時的に減少したものの着実に増加し、県内向け飼料用稲*については、コントラクター*の育成等により作付面積が拡大しました。引き続き、増頭対策を推進するとともに、外部要因に左右されない生産体制や経営体質の強化を図る必要があります。また今後は、県産飼料を給与した畜産物の販売対策の検討が必要です。

戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策

水稲における環境こだわり農産物*の栽培面積の割合が37%まで拡大するとともに、これと相まって化学合成農薬の使用量が大幅に削減されました。平成24年度から大幅に変更された国の支援制度の影響が懸念されますが、引き続き、国制度の活用推進やJAが行う生産者の組織化等に対して支援することなどにより、環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとなるよう一層の拡大を図る必要があります。

また、農村の生物多様性の維持・保全活動については、湖辺域における「魚のゆりかご水田*」の取組が拡大しましたが、今後は、湖辺域に加え、その他の地域における「豊かな生きものを育む水田*」の取組を推進していく必要があります。

温暖化対策では、堆肥の利用による土壌への炭素貯留*、飼料用稲等の拡大に伴う輸送エネルギーの削減等により、農業分野から排出される温室効果ガスを削減することができました。

米の1等比率は、早生品種については遅植えや施肥技術の改善等の取組により一定の改善が図られてきましたが、夏の高温の影響により目標の80%には及びませんでした。

今後は中生以降の品種も含め、栽培技術の改善を進めるとともに、高温登熟性に優れた新品種の導入に取り組む必要があります。

戦略6 水産業の再生

琵琶湖漁業の漁獲量は、統計の存在する昭和29年以降減少傾向にありますが、最新の漁獲統計では、1,186トンであった平成21年から平成22年にかけては115トン増加しました。また、水産試験場の調査では、ニゴロブナ、セタシジミ、ホンモロコの資源量はいずれも増加しており、今後の漁獲量の増加が期待されます。

漁獲量を増加させるため、引き続き、琵琶湖の漁場環境の改善、水産資源の増産、外来魚*の駆除等、各施策を確実に実施する必要があります。

Ⅲ 戦略ごとの進捗状況および評価

戦略1 農業の安定経営

【将来の姿】

○認定農業者[※]や集落営農組織[※]等の効率的で安定的な農業経営体が、本県農業の大部分を担い、持続的な農業生産を行っています。

【成果指標の進捗状況および評価】

1 担い手[※]の確保育成と経営体質強化

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
集落営農型農業法人 [※] 数	法人	76	124				150	65

【評価】

○特定農業団体に対する指導・助言や戸別所得補償制度の法人化支援措置の活用により、集落営農組織の法人化が進みました。
○この取組を継続し早期に目標を達成するとともに、法人設立後の組織運営に対する指導・助言が必要となっています。

2 新規就農者[※]の確保

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
新規就農者数(計画期間累計)	人	— (H13～22実績 平均42人/年)	102				200	51

【評価】

○激しい雇用情勢や農業に対する関心の高まりから就農希望者は多い状況にあり、就農相談活動や農業大学校における実践教育などを通じて新規就農者を一定確保できました(内訳:雇用就農者:75人、自立就農者:27人)。
○農業従事者の高齢化が顕著となっており、新規就農者の確保は継続して重点的な取組が必要となっています。

3 農地の利用集積

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
担い手への農地集積率	%	54	55				70	6

【評価】

○麦・大豆のほとんどは担い手に集積していますが、稲作の集積は約1/3程度にとどまっている状況です。
○農地集積に向けて、集落営農にあつては法人化と併せた水稲の協業化、個別経営にあつては面的な規模拡大を促進するため、引き続き関連施策を活用し関係機関が連携して取り組む必要があります。

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H22				H32	
農用地区域 [※] 内の農地面積	ha	50,790	50,678				50,950	0

【評価】

○転用等にかかる除外により農用地区域内の農地面積が減少しました。
○今後においては除外を抑制し、白地農地[※]の農用地区域への編入を促進するとともに、耕作放棄地の再生等の取組が必要となっています。

戦略2 農業水利資産の保全と農村振興

【将来の姿】

○本県水田農業と農村を支える農業水利施設が、琵琶湖等の環境と調和しながら、多様な主体の協働と連携により引き継がれています。そして、その恩恵を受けて、本県の農地が健全に守られています。
 ○多くの農業者の共同活動を通して守られてきたこうした資産と農業・農村の多面的機能を支える農村コミュニティが、地域住民や都市住民の理解と参加によって形成され、農村に活力がみなぎっています。

【成果指標の進捗状況および評価】

1 農業水利資産のアセットマネジメント*の推進

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
県域アセットマネジメントシステム推進体制の整備								
施設情報等のデータベースシステム構築		施設の位置等の基本情報整備	施設の位置情報、診断結果の整備				診断結果等の詳細情報の整備、システム運用	目標の半ば程度まで達成
機能保全計画を策定した基幹水利施設	箇所	196	424				440	93
基幹水利施設の有する多面的機能発揮のため、施設管理者と集落等が締結する管理協定数	箇所	272	318				378	43

【評価】

○施設情報のデータベース化をはじめ、基幹水利施設にかかる機能保全計画の作成や集落等との管理協定の締結は着実に進んでいます。
 ○引き続き各種の情報整備に努めるとともに、H26年度の本格運用に向けた調整が必要です。

2 滋賀らしい農村地域力の向上

(1) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策*を核とした農村振興

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積	ha	33,000	33,000				36,000	0

【評価】

○H19年度から始まった本対策は、33,000haとなり、県内の農用地区域の3分の2を占めるまでに広がりました。
 ○H24年度からは、2期対策としてさらに取組の拡大を図るとともに、水質保全や生態系保全といった活動を推進していく必要があります。

(2) 中山間地域*活性化、都市農村交流の推進

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
年間農業体験者数	人	220,000	270,000				300,000	63
農家民宿開業数	件	9	44				100	38

【評価】

(農業体験)

○体験・交流型余暇活動への関心が高まっており、体験交流施設の増加と相まって体験者数は増加しました。

○関係者が連携して地域資源を活かした体験交流メニューの開発や、多言語での情報発信ツールを構築して国内外に滋賀の魅力をPRしていく必要があります。

(農家民宿)

○県内各地で教育旅行の受入も進んでおり、都市農村交流の拠点となる農家民宿の開業が進みました。

○今後も出前講座の開催や開業手続きの簡素化等の支援を充実していく必要があります。

(3) 野生獣による農作物被害の軽減

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
集落ぐるみによる獣害対策に取り組む集落数	集落	66	158				500	21

【評価】

○集落ぐるみによる被害防止活動の実践により、一定の被害軽減効果が現れつつあります。

○取組集落の拡大とともに、整備が進みつつある防護柵の維持管理や緩衝帯の整備など、集落活動の強化に取り組む必要があります。

戦略3 消費者と生産者をつなぐ

【将来の姿】

- 県民が県産農畜水産物を進んで消費し、本県の地域資源や食文化の豊かさに喜びを感じています。
- 安全・安心で高品質な近江米、近江牛、近江の茶、湖魚などが地域ブランドとして根付いています。

【成果指標の進捗状況および評価】

1 地産地消など消費を拡大する取組の促進

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H21	H23				H27	%
「おいしがうれしが」キャンペーン*登録店舗数	店	596	866				800	100
県内卸売市場の県産野菜入荷率	%	24.9	23.1				30	0
学校給食への地場産物利用率 (食材数ベース)	%	23.4	24.9				25以上	94

【評価】

(おいしがうれしが)

- 「おいしがうれしが」キャンペーン登録店舗数は、H27目標値をH23年度に達成できました。
- 今後は、特に消費者との距離が近い飲食店、食料品専門店を中心に登録増加を図る必要があります。(県内卸売市場)
- 県産野菜の入荷率は、市場外流通の契約栽培が増えていることもあり、やや減少状況にあります。
- 第9次滋賀県卸売市場整備計画(H24.2策定)において、県産野菜の取扱向上を図ることとしており、今後はこの計画を基に、卸売市場と産地の連携を強化し、水田野菜の生産拡大と連動して入荷率を高める必要があります。(学校給食)
- H23の地場産物利用率は24.9%に増加しました。
- 学校給食野菜供給拡大事業等の取組により、引き続き学校給食における地場産物の利用拡大を県全体で進める必要があります。

2 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H21	H23				H27	%
県育成水稻品種作付割合	%	15	15				25	0
認定「近江牛」指定店*数	店	124	174				200	66

【評価】

(全体)

- 「滋賀品質」をキャッチフレーズとしたPR資材を新たに作成するとともに、実際に県産食材を使ったメニューを提供するプロモーションを実施するなど、滋賀を代表する近江米や近江牛、近江の茶、湖魚の県外への販路開拓や販売促進に取り組みました。
- この結果、県外において滋賀の食材を扱ったキャンペーン等に取り組む事業者は222店舗(H24年3月末時点)となったものの、当初目標の300店舗には至らず、さらなる販路開拓の支援が必要です。またH24年1月に開設したポータルサイト「滋賀のおいしいコレクション」でも県産食材の継続的な情報発信を行うことが必要です。(近江米)
- H23年11月に近江米の販売店や飲食店の登録制度を開始、県内外で239店舗(H24年3月末時点)が登録され、店舗内において産地の情報等を定期的に提供することで、近江米のファンの拡大が図れました。
- 「秋の詩*」は、H22産の1等米比率が登熟期の高温により9%まで低下するという極めて低い結果になったことから、H23産は作付を控える傾向となり、作付面積の増加が止まりました。しかしながら、「秋の詩」は、市場評価が高く、流通量の拡大が見込め、さらなる作付推進が必要なことから、登熟期が高温になった場合にも対応できるよう、水管理や施肥管理など適切な栽培技術の指導徹底が必要です。また、高温適応性に優れた良食味の新品種「滋賀73号」について、H25年のデビューに向け、現地実証と並行して生産・販売戦略の策定を着実に進める必要があります。(近江牛)
- 近江牛指定店ガイドマップの作成やホームページ等での情報発信により店舗数は順調に増加しました。
- H23年度末で指定店舗数全体に対する県外の指定店舗数の占める割合は、16%(28店舗)にとどまっており、近江牛の県外消費やPRを推進するためには、県外指定店の拡大が必要です。

3 食の安全と消費者の信頼確保

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H21	H23				H27	%
GAP*に取り組む生産組織数	団体	51	83				150	32

【評価】

- 「農産物の安全性・品質の向上」や「琵琶湖の環境保全」等を目指してGAPを導入する生産組織が増加しました。
- 引き続き、県内農産物の全ての主要産地においてGAPが導入されるよう推進する必要があります。

戦略4 需要に応える農畜産物づくり

【将来の姿】

- 本県の水田、農地を十分に活用して、需要者等との結びつきにより、野菜、果樹、花き、新規需要米[※]、麦・大豆など、多彩な農産物の生産が拡大しています。
- 飼料用稲[※]など県内産飼料により高品質な近江牛など畜産物が生産されています。

【成果指標の進捗状況および評価】

指 標	単 位	策定時現状		実績		目 標	達成率
		H20	H23				
農作物作付延べ面積	ha	52,500	53,000	(推計値)		55,000	20

【評価】

- 新規需要米、麦・大豆等の拡大により作付延べ面積は500ha増加しました。
- 引き続き、新規需要米、麦・大豆等の拡大を図る必要があります。

1 水田の有効活用

指 標	単 位	策定時現状		実績		目 標	達成率
		H21	H23				
新規需要米作付面積	ha	156	776			1,710	40
うち県内向け飼料用稲 稲WCS [※]	ha	121	203			310	43
〃 飼料用米	ha	25	112			500	18

【評価】

(新規需要米)

- 麦・大豆の栽培不適地、不作付地を中心に新規需要米へ転換が図られ、作付面積が拡大しました。
- 需要先の安定確保と品種の集約化、作付の団地化、機械・施設の効率利用等による生産性の向上が必要です。(飼料用稲)
- コントラクター[※]の育成や協議会等の設置、戸別所得補償制度の周知により、面積拡大を図ることができました。
- 畜産農家における需要の拡大、稲WCSや飼料用米を給与した畜産物のPR活動や商品化が必要です。

2 近江米等の生産振興

指 標	単 位	策定時現状		実績		目 標	達成率
		H21	H23				
県育成水稻品種作付割合(再掲)	%	15	15			25	0
麦							
作付面積	ha	7,410	7,610			8,500	18
単位面積あたりの収量	kg/10a	262	222			300	0
大豆							
作付面積	ha	5,430	5,880			6,000	79
単位面積あたりの収量	kg/10a	154	137			200	0

【評価】

(近江米)

- 「秋の詩」は、H22産の1等米比率が登熟期の高温により9%まで低下するという極めて低い結果になったことから、H23産は作付を控える傾向となり、作付面積の増加が止まりました。
- しかしながら、「秋の詩」は、市場評価が高く、流通量の拡大が見込め、さらなる作付推進が必要なことから、登熟期が高温になった場合にも対応できるよう、水管理や施肥管理など適切な栽培技術の指導徹底が必要です。また、高温適応性に優れた良食味の新品種「滋賀73号」について、H25年のデビューに向け、現地実証と並行して生産・販売戦略の策定を着実に進める必要があります。

(麦)

- 米の生産数量目標の減少に伴い作付面積は拡大しましたが、生育初期の降雨や4・5月の低温などにより茎数や子実の充実が十分でなかったことなどにより収量・品質は低調となりました。
- 降雨による湿害を受けにくいよう、計画的な団地化を進めるとともに、水稻の作付時から麦の排水対策を見据えた対応を行うなど地域に応じた排水対策の改善指導が必要です。

(大豆)

- 麦あと大豆の作付推進により作付面積は増加しましたが、8月下旬以降の日照不足と台風による倒伏等の影響により収量は低調となりました。
- 降雨や日照不足などにも対応できるよう、排水対策をはじめとする基本技術の徹底指導に努めるとともに、品種に応じた生産性向上技術のさらなる普及推進を図る必要があります。

3 園芸作物等の生産振興

指 標	単位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
販売用野菜作付面積	ha	1,016	1,202	(推計値)			1,500	38
果樹・花きの新規栽培農家数 (計画期間累計)	農業者	—	22				100	22
「かぶせ茶 [*] 」の生産量	t	53	75				100	47

【評価】

(野菜)

- 集落営農組織や個別経営等の新規作物として作付拡大ができました。
- 今後も新たな栽培者の発掘や規模拡大を推進する必要があります。

(果樹・花)

- 「いちじく」や「短茎小菊^{*}」を主に、新規栽培者の確保ができました。
- 今後も新たな栽培者の発掘が必要です。

(茶)

- H23年度の計画(70t)以上の「かぶせ茶」の生産量が確保できました。
- 今後とも農家経営の安定を図るため、「かぶせ茶」の生産拡大を推進する必要があります。

4 近江牛等の生産振興

指 標	単位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
近江牛の飼養頭数	頭	11,361	11,768				13,000	25

【評価】

- 近江牛の飼養頭数は、口蹄疫^{*}発生の影響でH22年度に一時的に減少したものの着実に増加しました。
- 生産(増頭)対策や流通(出荷・輸出)対策などの消費・ブランド対策のさらなる推進が必要です。

戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策

【将来の姿】

- 環境こだわり農業*が本県農業のスタンダードとして定着しています。
- 進行する温暖化に適応できる生産技術や品種が開発され普及するとともに、低炭素社会の実現に貢献する農業・水産業が営まれています。

【成果指標の進捗状況および評価】

1 環境こだわり農業のさらなる展開

(1) 環境こだわり農業の一層の推進

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
化学合成農薬の使用量(H12比)		33%削減 (H18~20 の平均値)	41%削減 (H20~22 の平均値)				40%削減	100
水稻における環境こだわり農産物*栽培面積の割合	%	33	37				50	24
耕畜連携*による家畜ふん堆肥の利用率	%	64	65				80	6

【評価】

(農薬)

○化学合成農薬の使用については、適切な栽培管理を行った上で、病害虫の発生に基づいた的確な防除が実施されるよう、病害虫の発生予察*を実施するとともに、農作物病害虫雑草防除基準*を策定し、効果的な指導を実施し、目標値以上に使用量を削減することができました。今後、環境こだわり農業の拡大により、一層の使用量削減を進める必要があります。

○病害虫の発生予察の精度をさらに向上するとともに、化学合成農薬が効きにくい病害虫の防除対策を検討する必要があります。

(環境こだわり)

○水稻における環境こだわり農産物の栽培面積が着実に拡大し(H21:10,961ha→H23:12,016ha)、消費者に対する、より安全・安心で環境に配慮した「環境こだわり米」の供給拡大につながりました。

○しかしながら、H24年度から国の支援制度が大幅に変更されたことから、今後の取組への影響が懸念されます。

(耕畜連携)

○耕畜連携による稲わらと堆肥の交換等により、若干利用率が向上しました。

○良質堆肥の生産技術支援と需給情報の共有化を図る必要があります。

(2) 農村地域の良好な水循環の確立

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
流域単位での農業排水対策の取組面積	ha	14,978	15,531				16,800	30

【評価】

(農業排水全般)

○H23年度は啓発資料を全農家に配布するとともに、代かき～田植え時に県下全域で啓発およびパトロールを実施しました。県下59河川、78地点の平均透視度(100cm計測定)は37.2cmで前年比-1.1cmとなりました。

(流域単位)

○水質保全対策事業の完了等により対策面積は増加しました。

○今後とも、計画的な施設整備等を行うとともに、効果の発現に向けた施設管理や継続的な取組が必要です。

(3) 「魚のゆりかご水田*」を核とした生物多様性を維持・回復する対策の推進

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田*取組面積	ha	111	123				250	9

【評価】

○これまでは、琵琶湖周辺の「魚のゆりかご水田プロジェクト*」を推進してきましたが、H23年度からは、平野部から中流域においても「豊かな生きものを育む水田づくり」を進めているところです。

○H24年度からは、専門委員会との連携を図りつつ、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の活動組織を中心に啓発普及して、面積の拡大を図る必要があります。

2 農業・水産業からの温暖化対策

(1) 温暖化緩和策の普及・定着(低炭素社会実現への貢献)

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
農業・水産業分野における温室効果ガス *排出削減量		—	13,000 tCO ₂ 相当				19,000 tCO ₂ 相当 (H19年農 業水産業 の排出量 の約7%)	68
家畜飼料の県内自給率	%	10	13	(推計値)			20	30
【評価】 (温室効果ガス) ○堆肥の利用による土壌への炭素貯留、飼料用稲・野菜の拡大に伴う輸送エネルギーの削減等により温室効果ガスを削減することができました。(13,000tCO ₂ は家庭からの年間排出量の約2,700世帯分に相当) ○水田から発生するメタンを削減するための水稻栽培における中干し*の適期実施については、実施率が向上していないため、その向上を図る必要があります。 (飼料自給率) ○水稻の飼料利用により県内飼料自給率*の向上を図ることができました。 ○耕畜連携のさらなる推進や家畜への給与量の拡大を図る必要があります。								

(2) 温暖化に適応した農業・水産業の推進

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率 %
		H21	H23				H27	
米 1等比率	%	80	69				毎年80 以上	0
【評価】 (米) ○H22以降、9月の気温が高く、中生以降の品種にも品質低下が及ぶようになってきました。早生品種については遅植えや施肥技術の改善等の取組により一定の改善が図られてきましたが、目標の80%には及びませんでした。 ○今後は中生以降の品種も含め、施肥や水管理等の栽培技術の改善を進めるとともに、高温登熟性に優れた新品種の導入に取り組む必要があります。 (水産) ○温暖化がイサザに及ぼす影響について調査しました。また、温暖化が進んだ状況でも放流したニゴロブナ種苗の生残率を低下させないため、通常12月に放流する種苗を翌2月まで飼育して放流されたニゴロブナの漁獲への貢献度を検証しました。								

戦略6 水産業の再生

【将来の姿】

- 適正な資源管理と種苗放流*および砂地やヨシ帯等の魚介類の産卵繁殖場の整備が進み、セタシジミやニゴロブナなど、多様な在来魚介類のにぎわいが戻り始めています。
- 外来魚やカワウの被害が減少し、在来魚介類の漁獲と消費が増加することで、安定した漁業経営がなされています。

【成果指標の進捗状況および評価】

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H20	H22				H27	%
琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚*を除く)	t	1,368	1,301				2,200	0

【評価】

- 指標としている琵琶湖漁業の漁獲量は、統計の存在する昭和29年以降減少傾向にありますが、最新の漁獲統計では、1,186トンであったH21年からH22年にかけては115トン増加しました。
- 漁獲量を増加させるため、引き続き琵琶湖の漁場環境の改善、外来魚の駆除等、各施策を着実に実施する必要があります。

1 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H21	H23				H27	%
砂地造成*累積面積	ha	13.5	24.8				53	29

【評価】

- 覆砂による砂地の造成については、計画どおりに実施し、目標に向けて順調に進んでいます。

2 水産資源の増産

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H20	H22				H27	%
ニゴロブナの漁獲量	t	39	23				75	0
セタシジミの漁獲量	t	66	41				130	0
ホンモロコの漁獲量	t	10	10				60	0

【評価】

- 最新の漁獲統計では、ニゴロブナとセタシジミの漁獲量は策定時より減少しました。
- ホンモロコの漁獲量は横ばいでしたが、H24年度からはホンモロコの産卵を保護するために禁漁区域を設定しており、今後の漁獲量の増加が期待されます。

3 水産有害生物駆除による漁場の保全

指 標	単 位	策定時現状		実績			目標	達成率
		H20	H23				H27	%
外来魚生息量	t	1,400	1,330				900	14

【評価】

- 外来魚駆除については、計画駆除量を概ね達成し、外来魚生息量を減少させることができました。

4 水産業の持続的発展

【評価】

- 漁業の担い手を育成するため、漁業後継者の活動を支援するとともに、新規就業者に技術指導を行いました。また、漁獲対象種の資源量を増やすため、ニゴロブナ、セタシジミについて資源管理型漁業*を推進しました。

IV 用語解説

	用 語	用語解説
あ	秋の詩	1998年に滋賀県が育成した水稻品種。「滋系54号(吟おうみ)」を母、「コシヒカリ」を父として人工交配を行い育成した。「日本晴」より多収で、食味は「コシヒカリ」並の極良食味。
	アセットマネジメント	農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・経済的な、また環境に配慮した維持管理手法の総称。
い	稲WCS	稲Whole Crop Silage(稲発酵粗飼料)の略。水稻の子実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて飼料とするもの。
お	「おいしが うれしが」キャンペーン	滋賀県と食品販売事業者等が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動。毎月第3日曜日とその前日の土曜日を中心に展開している。
	近江牛の指定店制度	近江牛の認証制度による認定「近江牛」を取り扱う小売店、飲食店、旅館・ホテル等を、「近江牛」生産・流通推進協議会が認定「近江牛」指定店として登録する制度。
	温室効果ガス	地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か	外来魚	人間のさまざまな活動に伴って、元々生息している場所から別の場所へ入ってしまった魚。本プランでは、本県水産業に深刻な被害を与えているオオクチバス、ブルーギルを指す。
	かぶせ茶	収穫前に7日間程度、寒冷紗などで覆った茶園から採れた茶葉を、煎茶と同様の製法で加工した茶。
	環境こだわり農業	化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止する等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産する農業。
	環境こだわり農産物	県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産された農産物。
き	基幹水利施設	国営造成施設及び県営造成施設で、受益面積が一定規模以上の水利施設。
	GAP	GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。
け	県内飼料自給率	県内で飼養されている家畜に必要な飼料のうち、県内で生産されるものの割合(カロリーベース)。
こ	耕畜連携	畜産農家から耕種農家(水稻、野菜等を栽培する農家)に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ること。
	口蹄疫	家畜伝染病予防法で指定されている牛、豚、山羊、羊など偶蹄家畜(蹄が偶数に割れている動物)の疾病。きわめて伝染力が強く経済的損失が大きい。
	戸別所得補償制度	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付し所得補償することにより、農家の経営安定と食料の国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図ろうとする制度。
	コントラクター	畜産農家や耕種農家(水稻、野菜等を栽培する農家)から飼料の収穫・調製作業等を請け負う組織(飼料生産受託組織)。
さ	魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田。
	魚のゆりかご水田プロジェクト	人と生き物が共生する、元来あるべき姿を取り戻すため、農家、地域、行政が連携して、魚が水田まで自然に上れるよう魚道をつくり、魚に優しい環境を取り戻す取組。
し	資源管理型漁業	漁業者が話し合い、漁獲サイズや時期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的安定化を目指す漁業。現在、琵琶湖ではセタシジミとニゴロブナを対象として取り組んでいる。
	集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。
	集落営農型農業法人	農業法人となった集落営農組織。
	集落営農組織	集落営農を行う組織。
	種苗放流	人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。
	飼料用稲	飼料用作物のうち稲WCSや飼料用米など水稻を利用するもの。
	白地農地	農業振興地域 [*] のうち、市町の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められていない区域にある農地。 [*] 農業振興地域:農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が定める地域。

	用語	用語解説
し	新規就農者	次の3者をいう。 ①農家世帯員で、生活の主な状態が自営農業への従事となった者 ②新たに農業法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者 ③土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者
	新規需要米	米の生産調整(転作)として取り込まれる水稻のこと。飼料用、米粉用、稲WCS等がある。
す	砂地造成	泥地の湖底に砂を敷き、砂地の湖底を造り出すこと。
せ	生物多様性	あらゆる生物種の多さ、およびそれらによって成り立っている生態系 [※] の豊かさやバランスが保たれている状態、ならびに生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様性を含めた幅広い考え方。 ※生態系:湖沼、河川、森林、都市等の一定の場所にすむ全生物とその環境
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	農地・水・環境保全向上対策の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も、滋賀県独自の仕組みになっている。
た	短茎小菊	家庭用や仏花需要に用途を絞り、通常の市場規格より草丈を短く仕立てる小菊。従来より、栽培期間が短縮できるため、肥料・農薬の使用量削減が可能。
ち	地域ブランド	地域と結びつきのあるブランド。農業者、JA、加工事業者等の地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランド(コンセプト)を用いて、当該地域と何らかの関連性を有する特定の商品の生産またはサービスの提供を行う取組によって生み出されるもの。
	地産地消	地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組。
	中山間地域	平野の外縁部から山間地。
と	土壌への炭素貯留	土の中に混ざった有機物に含まれる炭素が、分解されずに長期にわたって土壌に保存されること。堆肥等を土壌に施用すると、供給される炭素の量が、土壌微生物による分解で放出される量より多くなり、土壌中に炭素が貯留され、大気中の二酸化炭素を減らす効果がある。
な	中干し	水稻栽培で、6月中下旬に、田面に軽く亀裂の入る程度に乾かすことをいう。土壌に空気を入れて、水稻の根腐れを防ぐとともに土中の有害ガスを抜くことが目的。
に	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画が基準に適合するとして、市町から認定を受けた農業者。
の	農業の担い手	地域農業を支え、中心となって農業を実践する人や組織。本プランにおいては認定農業者および集落営農組織を指す。
	農作物病虫害雑草防除基準	県が策定する、県内における農作物の病虫害防除の方法を示した基準(指導指針)。県の指導方針として、病虫害や雑草の発生しにくい環境づくりを基本とし、防除にあたっては、病虫害や雑草の発生状況に応じて、農薬を用いた防除を組み合わせて、省農薬で効果的な防除を実施することとしている。なお、環境こだわり農産物の栽培にあたっては防除基準に搭載された農薬の使用が条件になっている。
	農用地区域	農業振興地域 [※] のうち、今後農業用に活用する区域として市町の農業振興地域整備計画に定められた区域。なお、区域内にある農地を青地農地という。 ※農業振興地域:農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が定める地域。
は	発生予察	農作物に害を与える病虫害の発生する時期や量を、県内40地点の調査結果や気象などのデータをもとに予測するものである。病虫害の発生が多いと予測される場合は、注意報や警報を発表し、適切な防除の実施に必要な情報を提供している。
ほ	ポータルサイト「滋賀のおいしいコレクション」	しがの農畜水産物に関する情報をインターネットで探す際に、各種の関連情報へ案内する役割を持った入り口のウェブサイト。
ゆ	豊かな生きものを育む水田	かつての水田環境を取り戻し生物多様性を復元する取組を行う水田。